

青森県報

第三千六百七十号

平成二十五年
三月二十五日
(月曜日)

正 誤

平成十九年三月三十日号外第二十六号公営企業中……………

(病院局) ……
(経営企画室) ……
六

規 則

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

青森県林業種苗法施行細則(昭和四十五年十二月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

青森県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則…………… (林政課) …… 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 二

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 二

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (同) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 三

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 三

保安林の指定解除予定…………… (林政課) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 四

公共測量の終了…………… (監理課) …… 四

公 告…………… (三八地域) …… 五

建設業者の許可の取消し…………… (三八地域) …… 五

出先機関…………… (三八地域) …… 五

青森県菅農大の短期研修…………… (菅農大) …… 五

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	名称	所在地	指定期日
有限会社 相互電設		八戸市大字大久保一	八戸市大字大久保一	福祉用具貸与	相互電設	八戸市大字大久保一	八戸市大字大久保一	平成 二五・三・二五
有限会社 相互電設		八戸市大字大久保一	八戸市大字大久保一	特定福祉用具販売	相互電設	八戸市大字大久保一	八戸市大字大久保一	平成 二五・三・二五

青森県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 エコー		上北郡七戸町立野頭一三九の	上北郡七戸町立野頭一三九の	訪問介護	JA十和田市東一番	上北郡七戸町立野頭一三九の	上北郡七戸町立野頭一三九の	平成 二五・三・二五	平成 二五・三・二五

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	訪問介護	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南田九六の三	二五・二・二〇	"
-------------------	--------------	------	-------------------	-------------	---------	---

青森県告示第百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業の種類	居宅介護支援事業を行う所	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
合同会社 K's 企画		十和田市穂並町三の二	十和田市穂並町三の二	居宅介護支援事業	十和田市穂並町三の二	十和田市穂並町三の二	十和田市穂並町三の二	平成 二五・三・二六	平成 二五・三・三三

青森県告示第百四十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三條の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五條第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

田島剛一	三戸郡三戸町大字二日町六	氏名又は名称	田島医院	三戸郡三戸町大字二日町六	届出年月日	平成二五・二〇
		主たる事務所の所在地又は住所	田島医院		所在地	辞退年月日

青森県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したため、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

互有有限会社相電設	八戸市大字大久保字大山二の九一	氏名又は名称	互有有限会社相電設	八戸市大字大久保字大山二の九一	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
		主たる事務所の所在地又は住所	互有有限会社相電設					

青森県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	氏名又は名称	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀南九六の三	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	届出年月日	平成二五・二〇
		主たる事務所の所在地又は住所	社会福祉法人平川市社会福祉協議会						

青森県告示第二百四十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 保安林を解除しようとする理由
ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字漆原三二の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、「字鬼川辺五の二、字砂子渡四三の四九、四三の九〇、四三の九九、四三の二〇一（以上五筆国有林）」

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十二条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>西津軽郡深浦町大字船作字清滝一の一の二 西崎 昭一</p> <p>西津軽郡深浦町大字船作字清滝二八の一 宮本 一男</p> <p>西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二 横磯漁業生産組合</p> <p>西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四二の五 山三黒瀧商店</p>	<p>東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢六三 高坂 嘉男</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂</p>	<p>三戸郡階上町大字道仏字神山七の一五 上長根 司</p> <p>三戸郡階上町大字浜久保二七の五三 荒谷 源治</p>	<p>発起人の住所及び氏名（名称）</p>	<p>階上区域 階上漁業協同 組合の地区</p>	<p>内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートルに設置して営む漁業（以下「小型定置漁業」という。）</p>	
<p>西津軽郡深浦町大字深浦字清滝一の一の二 西崎 昭一</p> <p>西津軽郡深浦町大字船作字清滝二八の一 宮本 一男</p> <p>西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二 横磯漁業生産組合</p> <p>西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三四二の五 山三黒瀧商店</p>	<p>外ヶ浜第二区域 同組合の地区</p>	<p>底建網漁業</p>	<p>新深浦町第三区域 新深浦町漁業協同組合の地区</p>	<p>総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として釣りか棒受網漁業</p>	<p>深浦区域 深浦漁業協同組合の地区</p>	<p>小型定置漁業、たいぶり定置漁業、及び内水面において網漁具を水深二十メートルに設置して営む漁業（以下「小型定置漁業」という。）</p>

青森県告示第百四十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（数値地形図作成）

三 測量の期間

平成二十四年十一月三十日から平成二十五年二月二十日まで

四 測量の地域

岩木川水系（五所川原市）弘前市地内
馬淵川水系（八戸市地内）

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社どりーむテクノ

二 代表者の氏名 高森 和雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市桔梗野工業団地三丁目六の三五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三〇〇三六五号

五 取消年月日 平成二十五年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、機械器具設置、造園、水道施設工事

業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大校告示第一号

青森県営農大校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十五日

青森県営農大校長 長 根 誠 二

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十六年一月二十七日から同月三十一日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受検資格取得
農業機械士養成研修	平成二十五年八月二十六日から同月三十日まで	三十五人	青森県営農大校生	農業機械士技能検定試験受検資格取得
農業機械整備研修	平成二十五年九月九日から同月十九日まで	三十五人	農業業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
農業機械整備研修	平成二十五年十一月二十五日から同月二十九日まで	二十人	農業業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理
農業機械整備研修	平成二十五年十一月二十日	十人	農業業者及び農業関係者	トラクターの点検整備及び修理

平成元 号外第一六号	発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段 行	誤	正
病院事業 管理規程			第七号	六	上 表中	七日に当該任用期間の月数を乗じ、 二で除して得た日数（二日未満の 端数は、切り捨てる。）	七日に当該任用期間の月数を乗じ、 十二で除して得た日数（二日未満 の端数は、切り捨てる。）

特別研修	農作業安全 研修	平成二十五年七月 二十九日から同年 八月二日まで	平成二十五年八月 十九日から同月二 十三日まで	平成二十五年九月 二日から同月六日 まで	平成二十五年十月 七日から同月十一 日まで	平成二十五年十月 二十八日から同年 十一月一日まで	市町村長又は農業 関係団体の長と協 議の上、その都 度実施する。	若 干 名	十二人	十二人	十二人	六人	十二人	農業者及び農業関 係者	大型特殊自動 車免許又はけん 引免許（農耕用 限定）の受験 者
------	-------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---	-------------	-----	-----	-----	----	-----	----------------	---

病院局経営企画室

正
誤

二 所要経費

- 1 テキスト代、農作業実習経費
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
- 3 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費（十一月から二月の間）、諸経費

施設野菜、 施設花き	平成二十五年五月 から平成二十六年 二月まで（土日、 祝祭日を除く。）	五人	Uターン・イター ン就農希望者、他 産業からの新規参 入希望者、又は就 農希望者の定年退 職者等で、研修終 了後は、確実に 就農が見込まれる 者	受講品目	期 間	受講者の 定員	受講対象者	摘 要
---------------	--	----	--	------	-----	------------	-------	-----

2 新規就農チャレンジ研修（新規就農チャレンジデュアル教育）

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭